

# 世羅町通学路等交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 10 月

(令和 3 年 10 月改正)

世羅町通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

また、令和元年 5 月滋賀県において、集団で歩道を通行中の未就学児らが死傷する痛ましい交通事故が発生したため、同年 9 月に未就学児が日常的に集団で移動する経路等（以下「園外活動箇所」という）を加えた合同点検を実施し、対策の検討を行ってきました。

今後も、通学路並びに園外活動箇所の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「世羅町通学路交通安全プログラム」を改正しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、通学路並びに園外活動箇所の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

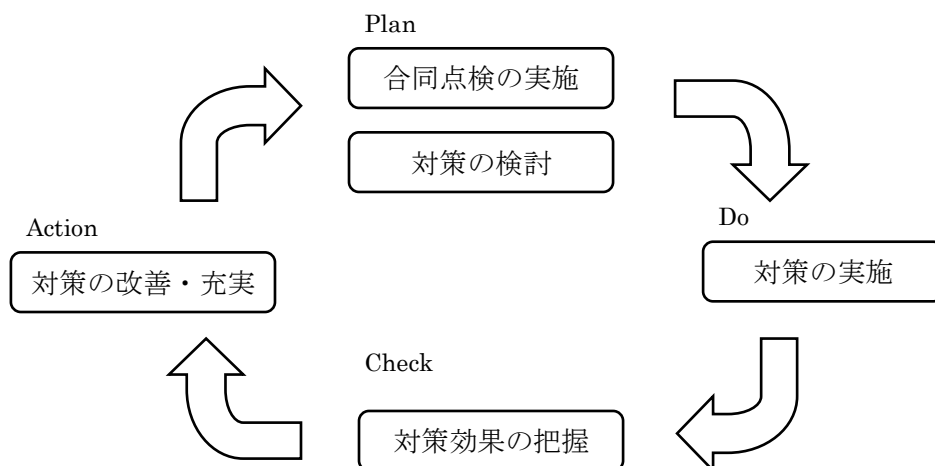
世羅警察署、広島県東部建設事務所三原支所、世羅町教育委員会、世羅町総務課、世羅町建設課、世羅町子育て支援課

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路、園外活動箇所の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握・対策の改善・充実を図っていきます。

通学路等安全確保のための P D C A サイクル



## (2) 基本的な考え方

### ○合同点検の実施時期等

- ・町内の小中学校、保育施設ごとに年1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、9月とします。

### ○合同点検の体制

- ・小中学校、保育施設ごとに学校、警察、交通安全協会、道路管理者、保育施設関係者等が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な対策メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、地域住民や児童等へのアンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

## (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

## 4. 箇所図・箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。